

【営農ヘルパー農園利用上の注意事項】

《遵守事項》

- 1 農作物の作付について専門家の指導に従うこと。
- 2 利用区画及びその周辺を常に良好な状態に保つよう努めること。
- 3 農園の施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
- 4 区画内に建物及び工作物を設置しないこと。
- 5 多年生の作物及び樹木を栽培しないこと。
- 6 営利を図る目的で使用しないこと。
- 7 区画を第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 区画の形状を変更し、当該区画以外に立ち入り、又は他の借受人若しくはこれに隣接する土地所有者に迷惑を及ぼさないこと。
- 9 火気を使用し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
- 10 環境に悪影響を及ぼすおそれのある農薬は使用しないこと。

《その他》

- 1 上記の遵守事項に違反したとき、指定期日までに貸付料を納付しない場合、農園の適正な管理に著しい支障があると認められるときは、貸付契約を解除することがあります。
- 2 栽培作物その他資材等に損害があった場合でも、補償はいたしません。
- 3 農作業で出たゴミは、必ず自宅に持ち帰って処理してください。
- 4 利用期間終了時には、作物やゴミ等を撤去して農園を返還していただきます。
- 5 基本的に貸付料の還付はしません。
- 6 借受人からの要望による区画の変更には応じられません。